

令和6年度

第442回山口地方最低賃金審議会

令和6年8月21日（水）10時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 令和6年度の山口県最低賃金の改正決定について
 - (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
 - (2) 山口県最低賃金専門部会の廃止について

- 2 令和6年度の山口県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (1) 山口県特定最低賃金専門部会について
 - (2) 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - (3) 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

- 3 その他

資 料 目 次

- 1 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
 - (1) 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合執行委員長 三輪力也
 - (2) 「山口労働局一般公示第52号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出
山口県労働組合総連合議長 石田高士
山口県労働組合総連合非正規部会部会長 樫谷由美
 - (3) 山口県最低賃金の答申に関する異議申出書
コープやまぐち労働組合執行委員長 吉賀直紀
 - (4) 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく山口県最低賃金の答申に関する異議申出
山口県自治体労働組合連合 執行委員長 河野祐治
 - (5) 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
生協関連一般労働組合中四国執行委員長 西崎直人
 - (6) 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
山口県高等学校教職員組合執行委員長 石田高士
- 2 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策等
- 3 特定最低賃金審議に向けたフロー図等

2024年8月19日

山口労働局長 友住 弘一郎 様

全国一般労働組合全国協議会 山口連帯労働組合
執行委員長 三輪 力也

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2024年8月5日付、山口労働局一般公示第52号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てます。

1. 異議の内容

(1) 最低賃金の1時間979円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を時間額1500円以上に引き上げること。それがどうしても不可能な場合、時間額1163円に引き上げること。

(2) その他



2. 理由

(1) について

時間額1500円以上という賃金水準と中小零細企業支援の必要性について、当組合の7月20日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」で述べたとおりです。1時間979円は、最低賃金法第1条「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定に資する」水準ではありません。この額だと、週40時間目一杯働いて年間労働時間が2080時間としても年収204万円弱で、やっとワーキングプアの基準になっている200万円に到達する水準です。雇用の不安定さを考慮し年間労働時間を1800時間とすると年収176万円に過ぎません。

山口県の人口は1980年代の160万人から減り続け、2023年には130万人になっており、2050年には93万人になると予測されています(国立社会保障・人口問題研究所 2023/12/2)。当然のことですが企業の売上も人口の減少にかなり比例することが予測できます。従って、目先の賃金コストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るといった悪循環が続き、長期的には山口県全体の中小零細企業はほぼ全滅になりかねません。

なお、時間額1163円は東京都の最低賃金の答申額です。当組合は組合意見書で述べている通り、最低賃金の全国一律制を主張していますので、今年1500円以上がどうしても不可能であれば、最高額である東京都の答申額に合わせて1163円とすることを求めます。

生活保護との比較については、比較対象を18～19歳の単身世帯者ではなく、社会の持続可能性を保つために、ひとり親世帯とすることと住宅扶助を実績値でなく最大値にすることを求めます。

また今後もさらに物価が上昇した場合、山口労働局長が今秋にも、最低賃金額改定の諮問を行うことを求めます。

(2) について

業務改善助成金制度等について、「生産性向上」とは個別企業にとって、単位労働時間あたりの財・サービスの生産量を増やすことです。増産した財・サービスが全部売れば賃上げもでき利益も出ますが、現在の経済状況から考えて販売量が増えることは考えにくいです。だから生産性向上のために設備投資した企業は、今までと同じ量を生産して、人員削減か労働時間短縮で、人件費削減に励むのが合理的行動となります。生産性向上の結果さらに社会全体の購買力を減らすこととなります。政府の助成の成果が実質賃下げになってしまうので、労働者の購買力を増やす意味でもエッセンシャルワークなどで社会の生産活動を支えている中小企業・小規模事業者が政府から直接の資金援助するように堂々と主張してほしいと思います。そし

て特に公益委員の方々には生産性向上を個々の企業レベルで考えるのではなく、国全体で考えていただきたいのです。その場合、個別企業と違い生産性向上＝GDP向上を目指すことになります。そして国全体だと労働力の質向上と労働力量の拡大と技術革新と増えた生産物の購買力が主な課題かと思えます。結局のところ購買力が増えないと国全体の生産性＝GDPの向上はありえません。そのためにも最低賃金の大幅引上げは必要です。同時に私たち労働者は中小零細企業がつぶれることを望んではいません。これほどの物価上昇が2年以上続きながら1500円という数字がそのままなのが、その空気感を表しています。しかし最近の政府方針を見ると菅元首相のブレーンであったデービッド・アトキンソン（元ゴールドマン・サックス）氏の提言「日本企業全体の生産性向上のために、最低賃金を引上げて経営力と競争力がない中小企業を淘汰・統合するなどの政策を行うべき」を思い起こさせます。これに社会保険の対象労働者の拡大や金利の引上げで追い打ちをかけている現状を考えると中小零細企業の社会保険料軽減も急務です。

次に「公益委員見解」と「専門部会の経過報告」と専門部会傍聴の感想を上記分について省略した上で述べます。「公益委員見解」において地域間格差の解消の部分において8団体からの意見ということで意見書に言及されたことは最低賃金額の不足は別にして評価しています。

「専門部会の経過報告」では、まず、労働者側の主張に論理的整合性をお願いしたいと思います。『時間額1500円の早期実現については、県内の中小企業・零細企業に対する影響が大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であると認識している』とのことで現時点において1500円への引上げの必要性を認めながら、連合リビングウェイジを根拠に1050円（自動車保有で1364円）が2年後達成の要求額となっています。段階的引き上げであるなら要求額は1500円で良かったのではと誤ってしまいます。それで変だな・・・と思って連合のホームページで連合リビングウェイジ2023簡易改訂版総括表を見ると単身世帯だけでなく複数人世帯も記載されていました。リビングウェイジが単身で1175円（自動車保有1484円）2人＝成人＋保育児で1411円（1712円）となっていました。山口県の1050円に当てはめると2人＝成人＋保育児で1261円（1575円）になります。妥結額は別にして出発点は2030年までに1500円を目指すとかでよかったのではないのでしょうか。政権が最低賃金の長期展望を示しているのに労働者側が最賃審議会の場で長期展望を示さないというのもどうでしょう。

使用者側の主張は中小零細企業の現状の苦しさを訴える点は論理的にも一定の整合性を感じました。しかし、岸田政権が2030年代半ばで最低賃金を1500円にするとしており今後も労働力の不足はひどくなるばかりです。賃上げより中小零細企業支援・育成が先ということと支援額の大幅増・支援策の抜本的変更を実現しないと人口減少が続く山口県では事業の継続が危ぶまれます。現状のままだと長期的には「廃業」という使用者側からの逆ストライキになりかねません。その場合に最低賃金が労働者になった使用者のセーフティネットになるわけですが・・・。労働者側委員・公益委員を巻き込んで中小零細企業支援策を賃上げの前提条件としてもっと積極的に訴えていただきたい。

また大部分を非公開の二者協議で費やした専門部会でしたが、公開の場で労働者側委員が生活保護との比較に言及した点は評価したいです。若年単身者の生活保護と最低賃金を比較する労働局のデータが月の労働時間を173.8時間で月収を計算したのに対し毎月勤労統計調査月報から168.4時間で計算したことと、生活保護の自動計算サイトを根拠に住宅扶助を実績値でなく最大値にしたことにより最低賃金と生活保護費の差額を労働局データの39018円から22560円としていました。ただ、リビングウェイジでは月の労働時間が2022年厚労省所定内実労働時間全国平均165時間で計算されているのでそのあたりも整合性に配慮していただきたい。この主張がされた回に社会保障の専門家である専門部会部会長の都合がつかず欠席されていたのはとても残念でした。そしてこのことから労働者側委員も単身者の生活費を前提に最低賃金を考えていることがわかります。そうであれば生活保護または児童手当や未成年者への医療費助成等々で複数人世帯の生活がどのように成り立つのか具体的にイメージを表現していただきたいかったです。非常に残念なところです。

最後に、この異議申出書は主に専門部会の傍聴と専門部会の経過報告を基に作成しました。また、審議会・専門部会の議事録・資料の公開も迅速にされており、これは山口県最低賃金審議会の情報公開が進んできた成果であり、この点は非常に高く評価しています。

2024年8月20日

山口労働局長 友住 弘一郎 様

山口県労働組合総連合
議長 石田 高士



山口県労働組合総連合非正規部会
部会長 檜谷 由美



「山口労働局一般公示第52号」にもとづく山口県最低賃金の答申に関する異議申出

山口地方最低賃金について、山口地方最低賃金審議会から「51円」の引き上げの改正決定についての意見が提出されました。中央最賃の目安額「50円」を「1円」超えたことについては、山口県労働組合総連合の見解と比較すると不十分な結果とはいえ、評価されるものです。

しかしながら、急激な物価高騰等による生活への影響を考慮すると、51円の引き上げでは不十分であると言わざるを得ません。答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり承服することはできません。よって、下記の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「51円」の引き上げとし、「1時間979円」にとどめたことについて。
- (2) 山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて。

2、理由

(1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正内容が、中央最低賃金審査会における目安額直近の「51円」の引き上げとし、「1時間979円」にとどめたことについて。

中央最賃審がA,B,Cの全てのランクについて同額の50円の目安額を示したが、目安額を1円加算し51円とする山口地方最低賃金額を決定したことは評価される。しかし、今回の「51円」の引き上げは、昨年平均引き上げ額40円を上回る過去最高額額となっているものの、物価高騰を後追いするだけで、最賃近傍で働く労働者の生活改善にも、経済の活性化にもつながらないものである。

昨年、Cランクの地方を中心とした24県が目安額を上回る答申を出し、地域間格差を是正する動きが広がり、今回、地域間格差の是正につながる目安が期待されたが、中央最低賃金審議会は地域間格差の是正には至らず目安を全ランクで同額の50円とした。目安通りの改定になると、最低賃金の最高額が1,163円、最低額が943円となり、その格差は220円と縮小されず前年と同額となる。山口県で答申された979円は、最高額1,163円との格差が184円である。今回、目安額を1円上回り格差が1円ほど改善されたが、毎年目安額を1円上回ると仮定すると、格差184円が解消されるには184年かかることになる。また、生活圈であり日常的な交流のある福岡県と同額（51円増、時間992円）の引き上げであり、その差は縮まらない。広島県（50円増、時間1020円）についてはその

差が1円縮小したが、依然として格差（41円）は大きく地域間格差の是正には程遠いものである。このことは、山口県からの人口流出に拍車をかけるだけでなく、逆に都市部から山口県への転入を阻害するものであり、労働力減少による地域疲弊の歯止めにはならない。

山口県労連は、2019年に行った25歳単身者が山口市で普通に暮らしていくための費用がどのくらい必要かを試算する「最低生計費試算調査」を行った。この度、この間の物価高騰を考慮した再計算（2023年）を行ったところ、月額252,263円が必要であり、月150時間の勤務とした場合は時給1682円が必要であることがわかった。この「最低生計費試算調査」は全国でも実施され、地方でも都市でも変わらず時給1500円以上が必要であることが明らかとなっている。これは、人口流出の大きな要因とされる地域間格差を解消することが、対策として有効といえることになる。この結果から、現行法の「地域別最低賃金」を「全国最低賃金」として、全国一律額の最低賃金制度に法改正を行う必要があることは明らかといえる。また、労働者を確保することからも賃金の引き上げが必要であることは、労使ともに共有する課題になっているが、中小企業は物価高騰分を価格転嫁できずに収益が圧迫されていることで、引き上げの困難さを訴えている。政府の責任で、最低賃金の引き上げが可能となる中小企業支援策をいまずぐ具体的にすすめることを求められる。

最低賃金額は、時給で働く非正規労働者だけでなく、正規労働者の賃金にも影響を及ぼすものであり、公務を含めた正規労働者の賃金決定にも反映されていることは否めない。時給979円という答申通りの改定がなされたとすると、フルタイム（月173.8時間労働）で働いても月収は17万円程度で、年収は約204万円となる。働く貧困層ラインとも言われる「年収200万円」の水準であり、これでは健康で文化的な生活どころか自助さえもままならない。まともな生活はできず、将来への展望は見いだせない。労働者が8時間働けば、安心して生活ができ、青年にとっては家族も持てる展望のある時給として「1500円」を実現することは重要である。

今回の山口地方最低賃金審議会からの「51円」の引き上げの改正決定についての意見の提出の内容は、全国的な物価高騰を後追いするだけで、労働者の生活改善や経済の活性化にもつながらないものである。消費を向上させ、経済を活性化させるためには、最低賃金を大幅に引き上げて労働者全体の賃金底上げすることが最も効果的である。今年度も昨年と同様にCランクを中心とした地域の最賃審が、中央目安を超える答申を行っている。山口地域においても、広島県および福岡県の最低賃金に近づけるべく再審議を求める。

（2）山口地方最低賃金審議会において、労使がどのような主張を行い、最賃額の決定に反映した協議の全てが公開されなかったことについて。

昨年度より、公・労・使の3者で協議する審議会と専門部会を全面公開としこと、及び2者協議での労使の主張についても、その概要の一部を文書で開示したことは評価されるが、私たちは審議会および専門部会の完全公開を求める。その根拠は、最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害されていること、及び率直な議論は公開でも可能であり、公開することで国民の監視が強まり「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となることが期待できるからである。責任を持った意見による審議が公開されず審議経過が見えないままでの決定では、審議会に対する不信が高まるのも当然である。

本来、最低賃金法が規定する「異議申出」を実質的に保障するには、審議会・専門部会の全ての審議が完全に公開されることが大前提である。直ちに審議会および専門委員会の全ての議事録の速やかな公開を求めるとともに、全ての会議が公開されないままでの「答申」決定であることに対して異議を申し出る。

以上



2024年8月20日

山口労働局長
友住 弘一郎 様

コープやまぐち労働組合
執行委員長 吉賀 直紀



山口県最低賃金の答申に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第44号）に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

記

1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「51円」とどまる引上げには不服です。物価高だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- (2) 地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。
- (3) 審議会の専門部会を含むすべての審議の場を完全公開とすることを求めます。
- (4) 意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

2. 理由

(1) コープやまぐちには6割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「51円」の引上げ、答申額979円では、月額換算で172,304円(一日8時間、月22日)にしかありません。中央の目安より「1円」でも超えた事は一定評価出来るものではありますが、まだまだ低い金額だと判断しています。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をしていた所です。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。最低でも時給1,000円以上は必要です。長期化したコロナ禍も含め、歴史的な物価高も鑑み、1日8時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。

山口県労連が行った最低生計費試算調査でも「ふつうの暮らし」を行うには、最低でも「時給1600円以上」は必要だというデータも出ています。議事録を見ても最低賃金法9

条における「労働者の生計費」に沿った審議にはなっていないと考えます。山口県最低生計費試算調査のデータを用いるべきです。また最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する所です。

最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能であると考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、物価高の中でその重要性がますます高まっています。その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。専門部会における使用者委員の意見では、最低賃金が上がると収入調整により人手不足に陥る為、発行を遅らせて欲しいとの事ですが、収入調整が必要な労働者は、扶養手当や課税制度としての利点の為に行われている事で、個人単位ではなく家族単位の制度に問題があり、根本的な解決にはなりません。自立した労働者として、「ふつうの暮らし」が出来るよう、目安以上の賃上げをすべく、当事者の声を全面に掲げ、山口地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

(2) 最低賃金のランク制度は地域格差を増し、地域経済の衰退を助長させるものです。コープやまぐち内においても、広島県と隣接する岩国地域、福岡県に隣接する下関地域は、常に人手不足に悩まされています。その最たる要因に最低賃金の地域格差があります。山口県より高い時給である隣の県に人口が流出している実態もあります。

2023年度も多く自治体で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択されています。山口県においても地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することが必要です。

(3) 専門部会が一部非公開であることについては、納得できません。公・労・使3者の協議及び、専門部会が公開になった事、また2者の協議についても文書で公開した事は評価します。しかし国民の最低限の権利としての最低賃金が一部非公開の審議の場で決定されている事は不服です。最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。全ての審議を完全公開にする事を求めます。

(4) 意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたっては、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上

2024年8月20日

山口労働局長 友住 弘一郎 様

山口県自治体労働組合連合
執行委員長 河野 祐治

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法（昭和34年法律第137号）法第11条第2項及び第12条の規定にもとづき、次の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間979円」とすることには不服であり、今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円以上」とされたい。

2、理由

今年度の中央最低賃金審議会（以下「中央最賃審」という）における地域別最低賃金引き上げ額の「目安答申」は、全地域ランクで50円増というものであり、これを受けて山口地方最低賃金審議会（以下「山口最賃審」という）は中央最賃審の目安に1円の上乗せを行い、「1時間979円」という「改正意見」を山口労働局長あてに提出しました。

目安から1円の上乗せを行ったとはいえ、時給979円では仮に法定労働時間の上限の月173.8時間で働いたとしても年収200万円程度のワーキングプア（働く貧困層）にとどまります。

こうした状況を抜本的に改善し、働く者すべてが憲法第25条が保障する「健康で文化的な生活」を営むことができるようにするためには、山口県労連をはじめとした全国各地の地方労連が行った「最低生計費試算調査」の結果、ならびにこの間の物価高騰を加味した試算に基づき最低賃金を「時給1,500円以上」とすることを求めます。

以上

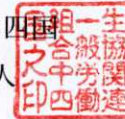




2024年8月20日

山口労働局長 友住 弘一郎 様

生協関連一般労働組合中四国
執行委員長 西崎 直人



山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第52号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から答申のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

記

1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、現状より「51円」引き上げ「979円」とすることには、中央の目安額を上回ったとはいえ不服です。再審議を求めるものです。
- (2) 最低賃金審議の在り方を見直すとするならば3要素をこそ見直し、全国一律の最低賃金制度を国の責任で制定すべきであり、国への要請をして頂きたい。
- (3) 発行日について、中央審議会で検討することを求めることには不服です。最低賃金近傍の労働者にとっては、一日でも早い適用が求められている事を認識して頂きたい。

2. 理由

- (1) 山口県の最低賃金について、中央の目安額に1円上乗せして「51円」を引き上げ「979円」とすることについては不服です。

最低賃金は、何度も主張しているように「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の発展に寄与することを目的とする。」(最低賃金法第1条)ものでなければなりません。

昨今の物価上昇は尋常ではなく、スーパーなどに買い物に行ったことのある人なら誰もが実感できることです。その意味では、中央審議会が「頻繁に購入する」支出項目に関わる消費者物価指数を一つの基準にされたことは、一定の評価をするものです。

実際に979円の時給では、いくら一日8時間(月173時間)働いたとしても月収で約16万9千

円、年収でいえば約203万円です。一日8時間働いて、ようやくワーキングプアと言われる水準の年収200万円は超えたとはいえ、わずか3万円です。これでは、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）をおくることはできません。意見陳述でも述べられていたように、人とのつきあいも絶ち、美容院や病院に行くことさえためらわざるを得ないような生活を強いる最低賃金では、国民の生活を最低限保障する義務を負う国の責任を果たしているとは到底いえないと思います。

よく主張される「年収の壁」問題も、時給が1,100円以上であれば手取り収入の減少を気にすることなく働くことができます。

政府が目標にしている時給1,500円に到達するうえでも、51円の引上げでは到達までに10年もかかってしまい、最賃近傍で働く労働者にとっては文字通り死活問題に直結します。

中央の目安額を更に上回る最低賃金額の引上げを求めるものです。

(2) 最低賃金制度の在り方について

使用者側委員からは、3要素を基に決めるべきとの意見が何度も出されてきました。また最低賃金制度そのものが制度疲労を起こしているとも主張されています。

私たちは、従来から3要素のうちの「支払い能力」については除外すべきだと主張しています。その上で、現在の中小企業支援策は請求業務そのものが煩雑で使いにくいという生産性向上が前提となっていることから、本来の支援策とはなりえていないと言わざるをえません。私たちは、社会保険料の半額国庫負担などの実効ある支援策を国に求めているところです。

私たちも参加して行われた最低生計費試算調査結果によれば、「普通に暮らしていける」時給は、全国どこでも1,500円以上です。全国27都道府県で調査が行われましたが、同じように1,500円以上が必要との結果が出ています。ランク分けする必要性は、全くないことも証明されています。国の責任において、全国一律で「健康で文化的な最低限度の生活」が営める最低賃金額を決めるべきです。中小企業が厳しいから、労働者に生活できない時給を押し付けるのだとしたら、最低賃金の本来の目的に逆行するものとなってしまいます。共に国に対する運動を強めるべきだと考えます。

(3) 発行日について

発行日を10月1日にすることについて、使用者側委員から反対の意志表示が度々なされていますが、その主張の主とするところは、一日でも遅い適用によって経営者側の負担を減らすことにあると思われます。その思いを理解しないわけではありませんが、最低賃金近傍で働く労働者にとっては、日々の生活を乗り切っていくうえでも一日でも早い適用が待ち望まれていることを認識して頂きたい。

発行日だけの問題ではなく、最低賃金制度そのものを国の責任において全国一律の最低賃金制度とすることが求められていると考えます。

以上

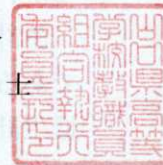
2024年8月20日

山口労働局長

友住 弘一郎 様

山口県高等学校教職員組合

執行委員長 石田 高士



「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

山口労働局一般公示第52号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第1項及び第12条の規定により、次のとおり異議を申し出る。

記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した2024年度の山口県最低賃金の改正について、「1時間979円」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に提示された目安が「50円の引き上げ」となった中、山口県が「51円」としたことは、情勢を一定鑑みたものと言える。しかし、昨年度が目安通りの引き上げで、結果的に都市部との格差が広がった。その格差是正をはかるなら51円では不十分であり、さらに記録的な物価高騰が続く中、51円の引き上げでは物価高騰を後追いするだけである。

格差の拡大は労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率に比べ、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にある。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する引き上げが求められる。近隣では島根が「目安」プラス8円の引き上げ、鳥取が「目安」プラス7円の引き上げを答申するなど、10以上の県が「目安」を5円以上超える答申を行い、格差是正に取り組んでいる。しかし、山口県には危機感がまったく見られない。もっと人口流出の課題に真摯に向き合い、最賃引き上げとそのための中小企業支援の議論をすることが求められるのではないか。



(2) 「1時間 979 円」では、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」という目的は果たされず、現下の労働者・国民の生活改善どころか、先行き不安をさらに増幅させるものであるため承服できない。

生計費原則を踏まえるのであれば、最低賃金は何よりも個人として自立できる賃金水準であるかどうか問われる。2019 年 5 月に山口県労働組合総連合が発表した「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身 25 歳が必要とする最低生計費は月額 24 万円となり、時給に換算すると「1,600 円」が必要であることが明らかになっている。また、時給 1,000 円前後では、自立し、まともに暮らしていくことが不可能であることは、県労連が毎年実施している「最賃生活チャレンジ」でも明らかである。早急に「時給 1,500 円」の引き上げを求めるものである。また、そのための中小企業への支援策、税控除制度の見直しを、山口最低賃金審議会として附帯決議等で要望すべきである。

(3) 政労使がそろって専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会の公開、概要の文書公開は評価できる。しかし、審議の透明性および公平性を高めるため、最低賃金法が規定する「異議申し出」を実質的に保障するには、二者による専門部会を含め、全ての審議が完全に公開されることが大前提である。事実上、最低賃金額について審議する専門部会において、労働者側の増額 61 円と使用者側の増額 37 円からどのような議論を経て増額 51 円となったのかが把握できない。専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求める。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 経営強化税制 検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）


中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(⑥と同じ) 

⑧ 中小企業省力化投資補助金 省力化補助金 検索

問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く））


人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。



⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり補助金 検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）



生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



⑩ 小規模事業者持続化補助金 持続化補助金 検索

問い合わせ先：〈商工会の管轄地域で事業を営む方〉全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
〈商工会議所の管轄地域で事業を営む方〉 電話：03-4330-3480


小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

(商工会地区)  (商工会議所地区) 

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 IT 導入補助金 検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570-666-376


中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。



⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業)：050-3000-3550
(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)：050-3000-3551

事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。




3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。




パートナーシップ構築宣言

検索

⑭ パートナーシップ構築宣言
 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688


下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
 問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378

価格転嫁指針 検索


労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」
 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

官公需基本方針 検索


「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト
 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

官公需ポータルサイト 検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。




4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度
 問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

セーフティネット貸付 検索


一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）
 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

マル経融資 検索

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。





5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑳ 建設事業主等に対する助成金
 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク


建設事業主等に対する助成金 検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。





⑳ 人材確保等支援助成金		人材確保等支援助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。			


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		地域雇用開発助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。			


㉒ 人材開発支援助成金		人材開発支援助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。			

6. 相談窓口

㉓ よろず支援拠点		よろず支援拠点	検索
問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点			
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。			

㉔ 下請かけこみ寺		下請かけこみ寺	検索
問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618			
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。			

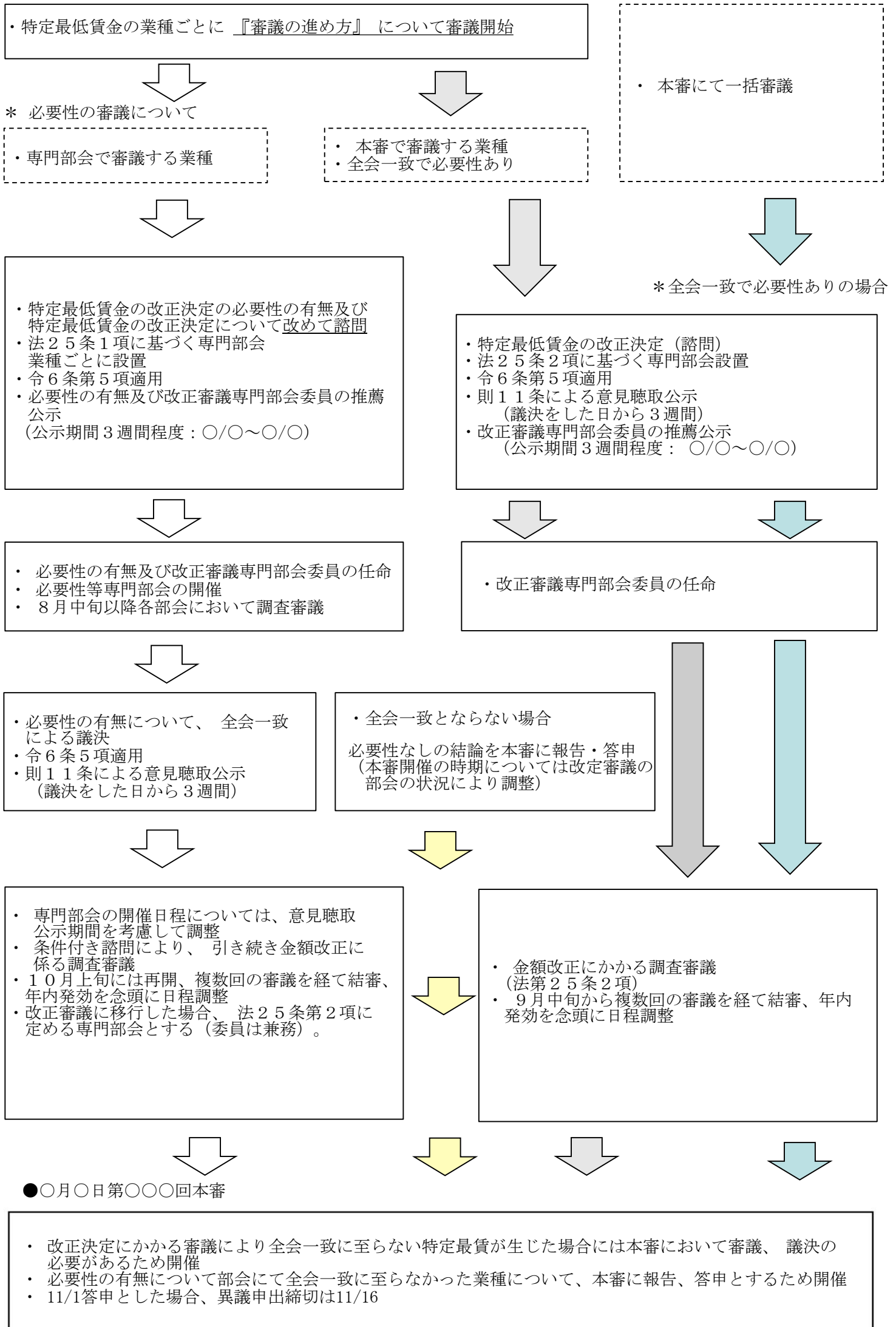
㉕ 働き方改革推進支援センター		働き方改革 特設サイト	検索
問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター			
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。			

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」		ミラサポ plus	検索
問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340			
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。			

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



特定最低賃金審議に向けたフロー図



・特定最低賃金の業種ごとに『審議の進め方』について審議開始

・本審にて一括審議

* 必要性的審議について
・専門部会で審議する業種

・本審で審議する業種
・全会一致で必要性あり

・特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び
・特定最低賃金の改正決定について改めて諮問
・法25条1項に基づく専門部会業種ごとに設置
・令6条第5項適用
・必要性の有無及び改正審議専門部会委員の推薦
公示
(公示期間3週間程度：○/○～○/○)

・特定最低賃金の改正決定(諮問)
・法25条2項に基づく専門部会設置
・令6条第5項適用
・則11条による意見聴取公示
(議決をした日から3週間)
・改正審議専門部会委員の推薦公示
(公示期間3週間程度：○/○～○/○)

*全会一致で必要性ありの場合

・必要性の有無及び改正審議専門部会委員の任命
・必要性等専門部会の開催
・8月中旬以降各部会において調査審議

・改正審議専門部会委員の任命

・必要性の有無について、全会一致による議決
・令6条5項適用
・則11条による意見聴取公示
(議決をした日から3週間)

・全会一致とならない場合
必要性なしの結論を本審に報告・答申
(本審開催の時期については改定審議の部会の状況により調整)

・専門部会の開催日程については、意見聴取
公示期間を考慮して調整
・条件付き諮問により、引き続き金額改正に係る調査審議
・10月上旬には再開、複数回の審議を経て結審、
年内発効を念頭に日程調整
・改正審議に移行した場合、法25条第2項に
定める専門部会とする(委員は兼務)。

・金額改正にかかる調査審議
(法第25条2項)
・9月中旬から複数回の審議を経て結審、年内
発効を念頭に日程調整

●○月○日第○○○回本審

・改正決定にかかる審議により全会一致に至らない特定最賃が生じた場合には本審において審議、議決の
必要があるため開催
・必要性の有無について部会にて全会一致に至らなかった業種について、本審に報告、答申とするため開催
・11/1答申とした場合、異議申出締切は11/16

特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ

山口地方最低賃金審議会（本審）
（□部分は本審での審議事項）

1. 専門部会の設置を議決

※最賃審令6条5条の適用有無の審議

専門部会

- 最賃法25条1項（専門事項の調査審議）、2項（金額審議＝設置義務あり）が根拠
- 議決権あり（最賃審令6条5項）
- 委員は関係労使委員で構成

2. 専門部会委員の推薦公示
（3週間程度）

3. 専門部会委員の任命手続き
（1週間程度）

4. 部会開催の日程調整

5. 部会の開催、審議、議決
（必要性の有無の審議、判断）
【8月中旬～9月上旬】

6. 議決事項を本審に報告

【全会一致で必要性有りの場合】

7. 本審にて議決事項を審議、議決

※最賃審令6条5条適用の場合、「7.本審」不要

8. 専門部会で金額審議
（9月中旬～10月上旬）

※不一致の場合

- ・不一致業種の報告（必要性無しの答申）
- ・不一致業種につき採決（改正決定額の答申）

1. 小委員会の設置（開催）の議決（確認）

小委員会

- 任意の組織（本審で設置の要否を判断）
- 議決権なし
- 委員は本審委員で構成

2. 労働局長又は委員の請求により委員長が会議招集、委員の指名
（参考人の出席等の検討）

3. 小委員会開催の日程調整

4. 小委員会の開催、審議
（必要性の有無の審議、判断）
【8月中旬～8月下旬】

5. 審議結果を本審へ報告

6. 本審にて小委員会報告を審議、議決

【全会一致で必要性有りの場合】

7. 専門部会の設置の議決

8. 専門部会委員の推薦公示
（3週間程度）

9. 専門部会委員の任命手続き
（1週間程度）

10. 部会開催の日程調整

11. 専門部会で金額審議

※不一致の場合は専門部会と同様の対応

改正の必要性審議

金額審議

山口地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

第7条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第9条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を附して、その都度山口労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。

山口地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、必要な事項について定めるものである。

(小委員会の審議事項)

第2条 小委員会は、産業別最低賃金の取組みに関する検討審議を行うものとする。

(会議の招集)

第3条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、小委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときのほか、山口労働局長又は委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 前項の規程により山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(委員の出欠席)

第4条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、山口地方最低賃金審議会運営規定第3条に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要であると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見の提出)

第7条 委員長は、会議の審議結果について、すみやかに山口地方最低賃金審議会に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年8月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月12日から施行する。